

令和7年度見附市水田農業 支援事業のご案内

見附市では、従来の「見附市水稻用農業機械導入事業」を、令和7年度から「見附市水田農業支援事業」として、水稻用農業機械を導入する事業費等の一部を補助する事業を実施します。

今後の地域農業を支える若手農業者への支援を拡充するため既存の「水稻用機械等導入事業」に加えて、「若手農業者経営開始支援事業」のメニューを新設しました。

事業内容を、若手農業者を優先して採択する制度に見直すことで、新規就農者の確保・若手農業者の育成に努めます。

【事業内容】

1. 【新】若手農業者経営開始支援事業
2. 水稻用機械導入事業

詳しくは、裏面をご覧ください。



【申請期限】

令和7年5月16日（金）まで【期限厳守】

【採択審査】

申請内容を審査し、採択・不採択を決定して、申請者へ通知します。

※過去5年以内に旧見附市水稻用農業機械導入事業の交付実績のある方は、採択の優先順位が下位となります。

◆ お問い合わせ・申請手続きについて ◆

申請には、計画書や見積書など所定様式による書類や添付資料等の提出が必要となります。まずは、下記担当までお問合せください。

■見附市役所 2階 農林創生課 農政振興係

TEL：0258-62-1700（内線223）

FAX：0258-63-5775

見附市水田農業支援事業（事業内容）

【新】 1. 若手農業者経営開始支援事業	2. 水稲用機械導入事業
就農開始時の体制を整えるために導入する機械・施設等、就農開始直後に必要となる経費の一部を補助する。	面積拡大、収量向上、生産の省力・低コスト化を図るために、必要な機械又は施設の導入に要する事業費の一部を補助する。
＜補助対象者＞ 若手農業者（50歳未満）で新たに就農開始する者	＜補助対象者＞ 農業者・農業法人・農業者等が組織する団体
＜補助要件＞ 次のすべてに該当する方が対象です。 ①就農開始から3年を目途に経営耕地面積30a以上または年間50万円以上販売を目指す農業者	＜補助要件＞ 次のいずれかに該当する方が対象です。 ①個人経営体については、55歳未満の農業者、または55歳以上で後継者（55歳未満の農業者）がいる農業者であること。 ②法人・団体においては、55歳未満の代表者もしくは役員または通年雇用従事者を有すること。

＜補助要件（共通）＞

- ①農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定する地域計画のうち目標地図に位置付けられた者（見込みを含む。）
- ②国又は県等の他の補助対象事業に採択されていないこと。
- ③農地法（昭和27年法律第229号）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）等の関係法令に違反している団体及び法人並びに個人でないこと。
- ④見附市暴力団排除条例（平成25年見附市条例第2号）に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。
- ⑤交付年度を含めた3年度分の補助事業の成果について、毎年度の取組目標に対する達成状況等を翌年度5月末日までに報告すること。

＜補助対象経費＞ ①農業用機械・施設の導入に要する経費 ※中古機械及び中古施設については、安全性及び使用管理を行う上で不都合がなく、耐用年数が3年以上残っているものは補助対象とする。 ②農地購入又は借地に要する経費 ③農業研修費（講師料含む）	＜補助対象経費＞ ①面積拡大、収量向上、生産の省力・低コスト化を図るために必要な機械又は施設の導入に要する経費 ※中古機械及び中古施設は補助対象外とする。
＜補助金の額及び上限額＞（千円未満切り捨て） 補助対象経費の10分の8 上限額300千円 ※予算を有効活用するため、採択状況により採択時の交付額を案分する場合があります。	＜補助金の額及び上限額＞（千円未満切り捨て） 補助対象経費の10分の3 上限額500千円 ※予算を有効活用するため、採択状況により採択時の交付額を案分する場合があります。